

令和二年十二月十五日付け奈良県公報第百六十四号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和三年七月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（三次元データ計測）

二 測量の地域 奈良県の一部

三 測量の期間 （変更前）令和二年十二月十五日から令和三年二月二十八日まで
（変更後）令和二年十二月十五日から令和三年五月三十一日まで